

2025年3月31日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍法に基づく 一般事業主行動計画



当社は、従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定しております。

1. 計画期間

2025年4月1日から2030年3月31日までの期間

2. 内 容

【目 標】

年次有給休暇の取得格差をなくし、全体の取得率90%を目指す。

〈対 策〉

- ・年休取得奨励日を増やし、年休取得のモチベーションを高める。
- ・休暇を取ることが当たり前の文化を醸成し、年休取得に対するネガティブなイメージを払拭する。
- ・年休を連続して取得できるようにし、長期休暇を取りやすい環境を整え、休養やリフレッシュのための連続した休暇取得を促進する。

女性の活躍の現状に関する情報公表

有給休暇取得率：84%（2024年1月1日～2024年12月31日）

以上